

# 那 霸 市 公 報

第 1 8 5 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

## 目 次

### ◇ 条 例 ◇

○那覇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（議会事務局 調査法制課）  
..... 1351

○那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障がい福祉課） ..... 1357

○那覇市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障がい福祉課） ..... 1361

○那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（障がい福祉課） ..... 1364

○那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（障がい福祉課） ..... 1367

○那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準等を定める条例（障がい福祉課） ..... 1370

○那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（ちゃーがんじゅう課） ..... 1372

○那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（ちゃーがんじゅう課） ..... 1375

- 那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 1378
- 那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 1381
- 那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 1384
- 那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 1387
- 那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（ちゃーがんじゅう課）…………… 1390
- 那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（障がい福祉課）…………… 1393
- 那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（ちゃーがんじゅう課）… 1397
- 那覇市公設市場条例の一部を改正する条例（なはまち振興課）…………… 1404
- 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（国民健康保険課）…………… 1406
- 那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例（保健総務課）… 1416
- 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局 庶務課）…………… 1418
- 那覇市手数料条例の一部を改正する条例（ハイサイ市民課）…………… 1421

- 那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を廃止する条例  
(ちゃーがんじゅう課) …………… 1424

### ◇規 則◇

- 那覇市保健医療審議会規則(保健総務課)…………… 1426
- 那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則(なはまち振興課)…………… 1430
- 那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則(保健総務課)…………… 1432

### ◇告 示◇

- 令和 5 年度那覇市一般会計補正予算 (第 6 号) (財政課) …………… 1434
- 令和 5 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号) (財政課) …………… 1439
- 令和 5 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (ちゃーがんじゅう  
課) …………… 1441
- 令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) (国民健康保険  
課) …………… 1443
- 那覇市大名児童館指定管理者の指定について (こども教育保育課) …………… 1445
- 那覇市新都心公園等指定管理者の指定について (公園管理課) …………… 1446

### ◇公 告◇

- 所有者不明土地 (墓地) の所有権申請について (管財課) …………… 1447

### ◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1450
- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1451

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1452
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1453
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1454
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1455

◇教育委員会告示◇

- 那覇市立森の家みんな指定管理者の指定について…………… 1456
- 那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定について…………… 1457

**条 例**

---

---

那覇市条例第45号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例

## （趣旨）

第1条 この条例は、那覇市議会議員（以下「議員」という。）が、会議等の長期欠席をした場合における議員報酬及び期末手当の支給並びに逮捕等を受けた場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給並びに政務活動費の交付について、那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年那覇市条例第34号。以下「報酬等条例」という。）及び那覇市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年那覇市条例第3号）の特例を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 会議等 次に掲げるものをいう。

ア 那覇市議会の定例会及び臨時会の本会議

イ 那覇市議会委員会条例（昭和47年那覇市条例第83号）に基づき設置された委員会の会議

ウ 那覇市議会会議規則（昭和47年那覇市議会規則第3号）第106条に規定する委員の派遣

エ 那覇市議会会議規則第166条第1項に規定する協議等の場の会議

オ 那覇市議会会議規則第168条第1項に規定する議員の派遣

(2) 長期欠席 負傷、疾病、これらによる療養等により、90日を超えて会議等に、出席できなくなった場合をいう。

(3) 逮捕等 刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束する処分

（長期欠席及び復帰に係る届出）

第3条 議員は、長期欠席をすることとなったときは、その旨を長期欠席届出書により議長に届け出なければならない。この場合において、自らが届け出ることが困難なときは、代理人（3親等内の親族に限る。）をもって届け出ることができる。

2 議員は、前項の規定による届出をした後、会議等に出席できることとなったときは、その旨を復帰届出書により議長に届け出なければならない。

- 3 議員は、前2項の規定による届出の際には、医師が記載した証明書等を添えなければならない。

（議員報酬の減額）

第4条 議員が長期欠席をした場合における議員報酬の額は、報酬等条例第2条の規定にかかわらず、同条の規定により受けるべき議員報酬の額に、次の各号に掲げる会議等を欠席した期間の日数の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 91日以上180日以下 100分の75
- (2) 181日以上270日以下 100分の50
- (3) 271日以上365日以下 100分の25
- (4) 366日以上 100分の0

- 2 前項の規定は、議員が、会議等を欠席した日から起算して90日を超える日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、会議等に出席した日又は前条第2項の規定による届出のあった日のいずれか早い日の前日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）まで適用する。

- 3 減額した議員報酬を支給する場合において、第1項の規定により適用される割合が月の中途において異なることとなる場合の議員報酬の額は、その減額される月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

（期末手当の減額）

第5条 報酬等条例第4条第1項に規定する基準日（以下この条及び第8条において「基準日」という。）の前6月以内の期間において長期欠席があるときの期末手当の額は、報酬等条例第4条の規定にかかわらず、基準日の前6月の期間の現日数を基礎として、当該基準日の前6月以内の期間における長期欠席の日数に応じて日割りにより計算して得た額とする。

（適用除外）

第6条 次に掲げる事由により議員が会議等を欠席したときは、当該欠席に係る期間は、長期欠席の日数に含まない。

- (1) 那覇市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和47年那覇市条例第41号）の規定により認定された公務上の災害又は通勤によ

る災害

- (2) 議員の出産(労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項又は第2項に規定する期間の範囲内である場合に限る。)
- (3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第1項に規定する患者又は無症状病原体保有者となった場合(議員報酬の支給停止)

第7条 議員が、逮捕等を受けたときは、報酬等条例第2条の規定にかかわらず、当該逮捕等を受けた日から釈放の日までの期間(以下「逮捕等期間」という。)、当該逮捕等期間に係る議員報酬の支給を停止する。

2 前項の規定により議員報酬の支給を停止する際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため支給を停止できないときは、当該月の翌月の議員報酬から当該支給を停止すべき額を差し引く。ただし、翌月の議員報酬から差し引くことができないときは、この限りでない。

3 前2項の規定により支給を停止する議員報酬の額は、逮捕等期間の日数に応じて、当該逮捕等期間の属する月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

(期末手当の支給停止)

第8条 基準日の前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を停止され、基準日において、なお、それが継続しているとき又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、議員報酬等条例第4条の規定にかかわらず、期末手当の支給を停止する。

(停止されていた議員報酬又は期末手当の支給)

第9条 前2条の規定により支給を停止されていた議員報酬又は期末手当は、当該停止に係る刑事事件について、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その該当することとなった日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)の議員報酬の支給日に支給する。その該当することとなった日において議員の職を辞している者についても、同様とする。

- (1) 公訴を提起しない処分があったとき。
- (2) 無罪の判決が確定したとき。

(停止されていた議員報酬又は期末手当の不支給)

第10条 第7条又は第8条の規定により支給を停止されていた議員報酬又は期末手当



は、当該停止に係る刑事事件について、有罪判決が確定したときは、これを支給しない。

（端数計算）

第11条 この条例の規定により計算した議員報酬又は期末手当の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（減額等の効力）

第12条 この条例の規定により議員報酬又は期末手当を減額、支給停止又は不支給とされた議員が、再び議員の職を得たときは、当該減額、支給停止又は不支給の効力は、新たな任期には及ばない。

（政務活動費の不交付）

第13条 那覇市議会政務活動費の交付に関する条例第4条の規定にかかわらず、月の初日（議員の任期が開始した日の属する月にあつては、当該任期の開始した日）が逮捕等期間又は支給を停止され、又は不支給とされた期間中であるときは、当該議員に対する当該月の政務活動費（当該議員が所属する会派に対する政務活動費のうち当該議員分に相当する部分を含む。）は、交付しない。

2 前項の規定により交付しないこととする政務活動費のうち既に交付されたものがあるときは、当該交付を受けた議員又は会派は、これを返還しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に支給される議員報酬及び期末手当並びに同日以後に交付される政務活動費について適用する。

（那覇市議会議員政治倫理条例の一部改正）

2 那覇市議会議員政治倫理条例（令和5年那覇市条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

<p>(議員報酬の支給停止)</p> <p>第19条 議員が、第17条第1項各号に掲げる罪の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたときは、<u>別に定める条例</u>により、議員報酬の支給を停止する。</p>	<p>(議員報酬の支給停止)</p> <p>第19条 議員が、第17条第1項各号に掲げる罪の被疑者又は被告人として逮捕され、勾留され、その他身体を拘束する処分を受けたときは、<u>那覇市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例(令和5年那覇市条例第45号)の定めるところにより</u>、議員報酬の支給を停止する。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

那覇市条例第46号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。次条において「基準省令」という。))その他の法第30条第2項、第41条の2第2項及び第43条第3項の規定に基づく主務省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第39条第3項、第4項及び第5項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは「、指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」と、基準省令第50条第7項中「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指定入所施設基準」という。))第五十二条」とあるのは「沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定

める条例(平成二十五年沖縄県条例第二十八号)第五十三条」と、基準省令第52条第3項中「指定入所施設基準第五十三条」とあるのは「沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第五十四条」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 指定障害福祉サービスの事業(指定居宅介護の事業、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業、指定重度障害者等包括支援の事業、指定就労定着支援の事業並びに指定自立生活援助の事業を除く。次項において同じ。)の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 指定障害福祉サービスの事業の用に供する建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 指定障害福祉サービス事業者(指定居宅介護事業者、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、指定重度障害者等包括支援事業者、指定就労定着支援事業者並びに指定自立生活援助事業者を除く。次項において同じ。)又は基準該当就労継続支援B型事業者は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者及び基準該当就労継続支援B型事業者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(法第36条第3項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第36条第3項第1号(法第37条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の21第1項に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害福祉サービス事業者及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う者(次項及び第3項において単に「事業者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

2 事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(指定障害福祉サービスの事業の建物に関する経過措置)

2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第29条第1項の規定による障害福祉サービス事業を行う者の指定に係るサービス事業所の建物については、当分の間、適用しない。

那覇市条例第47号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年那覇市条例第42号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項（法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。次条において「基準省令」という。）その他の法第44条第3項の規定に基づく主務省令をいう。次条において同じ。）において使用する用語の例による。

（人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第52条第3項、第4項及び第5項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

（消防関係法令への適合等）

第4条 指定障害者支援施設の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 指定障害者支援施設の建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。



- (1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であつて、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物  
(体制の構築等)

第5条 指定障害者支援施設の設置者は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。  
(法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第38条第3項(法第39条第2項及び第41条第4項において準用する場合を含む。)において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)第34条の24の2第1項に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害者支援施設の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であつてはならない。

- 2 指定障害者支援施設の設置者の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であつてはならない。
- 3 指定障害者支援施設の設置者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(指定障害者支援施設の建物に関する経過措置)

- 2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前にされた法第29条第1項の規定による障害者支援施設の指定に係る建物については、当分の間、適用しない。

那覇市条例第48号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第43号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次条において「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業(同項に規定する障害福祉サービス事業をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号。次条において「基準省令」という。)その他の法第80条第2項の規定に基づく主務省令(障害福祉サービス事業に係るものに限る。))をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第30条第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 障害福祉サービス事業の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 障害福祉サービス事業の用に供する建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による

検査済証の交付を受けたもの

- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項  
の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 障害福祉サービス事業者は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

- 2 障害福祉サービス事業者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第6条 障害福祉サービス事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 障害福祉サービス事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

- 3 障害福祉サービス事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那霸市条例第49号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那霸市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第44号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次条において「法」という。)第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。次条において「基準省令」という。))その他の法第84条第2項の規定に基づく主務省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第41条第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 障害者支援施設の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの
- (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項

の認定を受けている建物

（体制の構築等）

第5条 障害者支援施設の設置者は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 障害者支援施設の設置者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（暴力団の排除）

第6条 障害者支援施設の設置者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（第3項において「暴力団」という。）又は同条第6号の暴力団員（次項及び第3項において「暴力団員」という。）であってはならない。

2 障害者支援施設の設置者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 障害者支援施設の設置者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第50号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに  
公布する。

那覇市長 知念 覚



## 那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第45号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。次条において「法」という。)第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び主務省令(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号。次条において「基準省令」という。)その他の法第80条第2項の規定に基づく主務省令(地域活動支援センターに係るものに限る。))をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、主務省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第17条第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(体制の構築等)

第4条 地域活動支援センターは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那霸市条例第51号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那霸市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第47号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法(昭和38年法律第133号。次条において「法」という。)

第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号。次条において「基準省令」という。))その他の法第17条第2項の規定に基づく厚生労働省令(養護老人ホームに係るものに限る。)をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(設備及び運営に関する基準)

第3条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第9条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 養護老人ホームの施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。

2 養護老人ホームの建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 養護老人ホームは、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地

域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

（暴力団の排除）

第6条 養護老人ホームを設置する者（次項及び第3項において「養護老人ホーム設置者」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（第3項において「暴力団」という。）であってはならない。

- 2 養護老人ホーム設置者の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員（次項において「暴力団員」という。）であってはならない。

- 3 養護老人ホーム設置者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第52号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第42条第1項第2号、第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。次条において「基準省令」という。))その他の法第42条第2項、第72条の2第2項及び第74条第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定居宅サービス及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第39条第2項、第53条の3第2項、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項、第118条の2第2項、第139条の2第2項、第154条の2第2項、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項及び第215条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

(法第70条第2項第1号の条例で定める者等)

第4条 法第70条第2項第1号(法第70条の2第4項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第126条の4の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第5条 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者(次項及

び第3項において単に「事業者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

- 2 事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。
- 3 事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第53号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚



那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第78条の2第1項及び第4項第1号、第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。次条において「基準省令」という。))その他の法第78条の2の2第2項及び第78条の4第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、基準省令第67条第1項、第93条第2項及び第175条第1項中「浴室」とあるのは「浴室、地域交流室」と、基準省令第112条第3項中「浴室、」とあるのは「浴室、地域交流室、」とする。

(法第78条の2第1項の条例で定める数)

第4条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人以下とする。

(法第78条の2第4項第1号の条例で定める者)

第5条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第131条の10の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第6条 指定地域密着型サービス事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

2 指定地域密着型サービス事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 指定地域密着型サービス事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

**那覇市条例第54号**

令和 5 年 12 月 25 日

公 布 済

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第52号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、基準該当介護予防サービス及び指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。次条において「基準省令」という。）その他の法第54条第2項、第115条の2の2第2項及び第115条の4第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。）において使用する用語の例による。

（人員、設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第3条 指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービス及び基準該当介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第54条第2項、第73条第2項、第83条第2項、第92条第2項、第122条第2項、第141条第2項、第194条第2項、第244条第2項、第261条第2項、第275条第2項及び第288条第2項中「二年間」とあるのは、「五年間」とする。

（法第115条の2第2項第1号の条例で定める者）

第4条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の17の2に規定する者の例による。

（暴力団の排除）

第5条 指定介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスの事業を行う者（次項及び第3項において「指定介護予防サービス事業者等」という。）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団（第3項において「暴力団」という。）又は同条第6号の暴力団員（次項及び第3項において「暴力団員」という。）であってはならない。

2 指定介護予防サービス事業者等の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 指定介護予防サービス事業者等は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第55号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の12第2項第1号、第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。次条において「基準省令」という。))その他の法第115条の12の2第2項及び第115条の14第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」と、基準省令第48条第1項及び第73条第2項中「浴室」とあるのは「浴室、地域交流室」とする。

(法第115条の12第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成

11年厚生省令第36号)第140条の27の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第5条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。



**那覇市条例第56号**

令和5年12月25日

公 布 済

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

那覇市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第49号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準、基準該当介護予防支援及び指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。次条において「基準省令」という。))その他の法第59条第2項及び第115条の24第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員及び運営に関する基準並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第3条 指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに指定介護予防支援及び基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第1条の2第4項中「市町村」とあるのは「関係する地方公共団体」と、基準省令第28条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

(法第115条の22第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成

11年厚生省令第36号)第140条の34の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第5条 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業を行う者(次項及び第3項において「指定介護予防支援事業者等」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

2 指定介護予防支援事業者等の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。

3 指定介護予防支援事業者等は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第57号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める  
条例

那覇市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成26年那覇市条例第50号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。次条において「基準省令」という。))その他の法第47条第2項及び第81条第3項の規定に基づく厚生労働省令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員及び運営に関する基準)

第3条 指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令に定める基準の例による。この場合において、基準省令第1条の2第4項中「市町村」とあるのは「関係する地方公共団体」と、基準省令第29条第2項中「二年間」とあるのは「五年間」とする。

(法第79条第2項第1号の条例で定める者)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第132条の3の2に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第5条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者(次項及び第3項において単に「事業者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)であってはならない。

- 2 事業者の役員及び従業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号の暴力団員(次項において「暴力団員」という。)であってはならない。
- 3 事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第58号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例  
(平成31年那覇市条例第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき、基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準、指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、この条例に定めるもののほか、法及び厚生労働省令等(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。次条において「基準省令」という。))その他の法第21条の5の4第2項、第21条の5の17第2項及び第21条の5の19第3項の規定に基づく厚生労働省令及び内閣府令をいう。次条において同じ。)において使用する用語の例による。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第3条 指定通所支援及び基準該当通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、厚生労働省令等に定める基準の例による。この場合において、基準省令第50条第3項中「指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない」とあるのは、「指導を受けた場合は当該指導に従って必要な改善を行わなければならない、助言を受けた場合は当該助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする」とする。

(消防関係法令への適合等)

第4条 指定通所支援(指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援を除く。次項において同じ。)の事業の施設は、消防関係法令に適合しているものでなければならない。



2 指定通所支援の事業の用に供する建物は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 昭和56年6月1日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けた建物であって、同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたもの

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第22条第2項の認定を受けている建物

(体制の構築等)

第5条 指定障害児通所支援事業者(指定居宅訪問型児童発達支援事業者及び指定保育所等訪問支援事業者を除く。次項において同じ。)は、常に地域社会との連携が図られ、非常災害時において地域住民の協力が得られる体制の構築に努めなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。

(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者等)

第6条 法第21条の5の15第3項第1号(法第21条の5の16第4項及び第21条の5の20第2項において準用する場合を含む。)の条例で定める者は、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の34第1項に規定する者の例による。

(暴力団の排除)

第7条 指定障害児通所支援事業者、基準該当児童発達支援事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者(次項及び第3項において単に「事業者」という。)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号の暴力団(第3項において「暴力団」という。)又は同条第6号の暴力団員(次項及び第3項において「暴力団員」という。)であってはならない。

2 事業者の役員及び従業者は、暴力団員であってはならない。

3 事業者は、その運営について、暴力団又は暴力団員の支配を受けてはならない。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(指定通所支援の事業の建物に関する経過措置)

- 2 第4条第2項の規定は、この条例の施行の日前に受けた法第21条の5の3第1項の規定による障害児通所支援事業を行う者の指定に係る障害児通所支援事業所の建物については、当分の間、適用しない。

那霸市条例第59号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那霸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員配置の基準)</p> <p>第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム(入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。)にあっては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあっては第6号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) 介護職員</p> <p>ア 一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居者生活介護(那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号)第217条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号)第203条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那</p>	<p>(職員配置の基準)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>ア 一般入所者(入所者であって、指定特定施設入居者生活介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第174条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防特定施設入居者生活介護(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第230条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。))又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第109条第1項に規定する指定地域密着</p>

<p>那覇市条例第51号)第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が30人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2～13 [略]</p>	<p>型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)の提供を受けていない者をいう。以下同じ。)の数が30人以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1人以上</p> <p>イ～ウ [略]</p> <p>(4)～(6) [略]</p> <p>2～13 [略]</p>
---	--

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
 第2条 那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 地域密着型特別養護老人ホームに<u>那覇市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第50号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)</u>第148条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は<u>那覇市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第52号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。)</u>第130条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)が併設される場合には、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2～10 [略]</p> <p>11 地域密着型特別養護老人ホームに<u>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)</u>第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は<u>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)</u>が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないこと</p>

期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは那覇市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第53号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 [略]

14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型

ができる。

12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13 [略]

14 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型

介護予防サービス基準条例第45条第1項の居宅介護予防事業所(以下これらを「居宅介護予防事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該居宅介護予防事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該居宅介護予防事業所等の職務に従事することができる。

15 [略]

介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(以下これらを「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準第63条若しくは第171条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

15 [略]

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 那覇市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第54号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、<u>サテライト型居住施設(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)第152条第4項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)</u>の本体施設(同項の本体施設をいう。)である指定介護老人福祉施設であって、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2～9 [略]</p> <p>10 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、<u>サテライト型居住施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第131条第4項のサテライト型居住施設をいう。以下同じ。)</u>の本体施設(同項の本体施設をいう。)である指定介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 那覇市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第55号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第51号)第131条第4項のサテライト型特定施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第26条 介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設(介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。)に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第110条第4項のサテライト型特定施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。</p>

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(管理者による管理)</p> <p>第27条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(那覇市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成2</p>	<p>(管理者による管理)</p> <p>第27条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所若しくは施設等又はサテライト型特定施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第3</p>



4年那覇市条例第51号)第131条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同条例第152条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。	4号)第110条第4項に規定するサテライト型特定施設をいう。)若しくはサテライト型居住施設(同令第131条第4項に規定するサテライト型居住施設をいう。)の職務に従事することができるものとする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第60号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後										
<p>(設置)</p> <p>第2条 本市内に市場を設置し、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇市宇栄原公設市場</td> <td>那覇市宇栄原4丁目17番9号</td> </tr> <tr> <td>那覇市第一牧志公設市場</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設の構成)</p> <p>第2条の2 市場は、次に掲げる施設(那覇市宇栄原公設市場にあつては、第1号に掲げる施設)をもって構成する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	名称	位置	那覇市宇栄原公設市場	那覇市宇栄原4丁目17番9号	那覇市第一牧志公設市場	[略]	<p>(設置)</p> <p>第2条 [略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>那覇市第一牧志公設市場</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>(施設の構成)</p> <p>第2条の2 市場は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1)～(6) [略]</p>	名称	位置	那覇市第一牧志公設市場	[略]
名称	位置										
那覇市宇栄原公設市場	那覇市宇栄原4丁目17番9号										
那覇市第一牧志公設市場	[略]										
名称	位置										
那覇市第一牧志公設市場	[略]										
<p>備考</p> <p>1 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p>											

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

那覇市条例第61号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

## 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(保険税の減額)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(保険税の減額等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者(以下この項及び次項において「出産被保険者」という。)</u>が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) <u>出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額</u> 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日)の属する月(以下この号において「<u>出産予定月</u>」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から<u>出産予定月の翌々月までの期間</u>(以下この項において「<u>産前産後期間</u>」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額</u> 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の<u>産前産後期間のうち当該年度に属する</u></p>

<p>(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若し</p>	<p>月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>4 保険税の納税義務者は、<u>出産被保険者が世帯に属する場合には、規則で定めるところにより市長にその旨を届け出なければならない。ただし、市長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)</p> <p>第21条の2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する被保険者若し</p>
--	--

くは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第23条の2 [略]

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実事を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(保険税の納税通知書)

第24条 保険税の納税通知書の様式は、規則で定める。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する

くは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第23条の2第1項において同じ。)である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第21条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第23条の2 [略]

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号の雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(保険税の納税通知書)

第24条 保険税の納税通知書の様式は、市長が定める。

付 則

(公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合にお

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合にお



ける第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株

ける第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式

式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取

等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係

引に係る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方

る雑所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の

税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条

特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る保険税の課税の特例)

- 13 世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用

約適用配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。	配当等の額」と、第21条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li><li>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</li><li>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li></ol>	

## 付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条に2項を加える改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第21条第3項及び第4項の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

那覇市条例第62号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	<u>那覇市保健所運営協議会</u>	<u>本市における地域保健及び保健所の運営に関すること。</u>
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

附属機関の属する執行機関	附属機関の名称	担任する事務
市長	[略]	
	<u>那覇市保健医療審議会</u>	<u>保健医療に関すること(那覇市感染症診査協議会、那覇市予防接種健康被害調査委員会、那覇市保健センター建設委員会、那覇市母子保健推進協議会又は那覇市小児慢性特定疾病審査会が担任する事務を除く。)及び保健所の運営に関すること。</u>
	[略]	
[略]		

那覇市条例第63号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚



那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

第2条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算につい</p>

あつたものとする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	あつたものとする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

## 付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(次項において「第1条改正後条例」という。)の規定は、令和5年11月30日から適用する。  
(期末手当の内払)
- 3 第1条改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後条例の規定による期末手当の内払とみなす。

那覇市条例第64号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市手数料条例の一部を改正する条例

那覇市手数料条例(平成24年那覇市条例第71号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

- 1 [略]
- 2 戸籍法(昭和22年法律第224号。以下この項において「法」という。)に基づく事務

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	戸籍謄本(抄本) 又は戸籍の記録 事項証明書交付 手数料	[略]
(2)	[略]		
(3)	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	除籍謄本(抄本) 又は除籍の記録 事項証明書交付 手数料	[略]
(4)	[略]		
(5)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請	届出(申請)の受理又は届書その	[略]

	の受理の証明書の交付又は法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	他書類の記載事項証明手数料	
(6)	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	届書等閲覧手数料	書類1件につき350円

3~8 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第2条関係)

民生及び税務に関するもの

1 [略]

2 [略]

号	事務	手数料の名称	手数料の額
(1)	法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍謄本(抄本)又は戸籍証明書 交付手数料	[略]
(2)	[略]		
(3)	法第12条の2において準用する法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書の交付	除籍謄本(抄本)又は除籍証明書 交付手数料	[略]
(4)	[略]		
(5)	法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報内容の証明書の交付	届出(申請)の受理、届書その他書類の記載事項又は届書等情報内容証明手数料	[略]
(6)	法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報内容を表示したものを閲覧に供する事務	届書等又は届書等情報内容閲覧手数料	1件につき350円

3~8 [略]

那覇市条例第65号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を廃止する条例  
をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例を廃止する条例

那覇市指定介護サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成24年那覇市条例第49号）は、廃止する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

---

**規 則**

---

---

那霸市規則第41号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那霸市保健医療審議会規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚



## 那覇市保健医療審議会規則

那覇市保健所運営協議会規則(平成25年那覇市規則第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市保健医療審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 保健医療に関する事項(那覇市感染症診査協議会、那覇市予防接種健康被害調査委員会、那覇市保健センター建設委員会、那覇市母子保健推進協議会又は那覇市小児慢性特定疾病審査会が担任する事務に係るものを除く。)
- (2) 保健所の運営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、その者の担任する特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

（分科会）

第7条 審議会に次の各号に掲げる分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 健康増進歯科口腔保健分科会 健康増進及び歯科口腔保健に関する事項
  - (2) 地域保健感染症分科会 地域保健に関する事項及び感染症に係る計画に関する事項
  - (3) 精神保健福祉分科会 精神保健福祉に関する事項
  - (4) 保健所運営分科会 保健所の運営に関する事項
- 2 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
  - 3 分科会に分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選により定める。
  - 4 分科会長は、その分科会の会務を総理する。
  - 5 分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（分科会の会議）

第8条 第6条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

- 2 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（関係者の出席等）

第9条 審議会又は分科会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求

め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第10条 審議会の庶務は、健康部保健総務課において総括し、及び処理する。ただし、分科会が調査審議する事項に係るものについては、当該事項を所管する課において処理する。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第42号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 表の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係るけい線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。	

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

市場	施設	規則で定める額		
		1等	2等	3等
那覇市宇栄原公設市場	店舗	615円	583円	518円
那覇市第一牧志公設市場	[略]			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

市場	施設	規則で定める額		
		1等	2等	3等
那覇市第一牧志公設市場	[略]			

備考 [略]

那霸市規則第43号  
令和5年12月25日  
公 布 済

那霸市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 知念 覚

## 那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(健康部における保健所及び課の分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 保健総務課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>感染症診査協議会及び保健所運営協議会に関する</u>こと。</p> <p>(5)～(17) [略]</p> <p>(18) <u>新保健センターの建設等に関する</u>こと。</p> <p>4 [略]</p> <p>5 地域保健課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>6 [略]</p>	<p>(健康部における保健所及び課の分掌事務)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 感染症診査協議会に関すること。</p> <p>(5)～(17) [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>新保健センターの建設等に関する</u>こと。</p> <p>6 [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合は、当該改正後部分を加える。</p>	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

## 那覇市告示第 451 号

令和 6 年 1 月 15 日

令和 5 年(2023 年)11 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

## 令和 5 年度那覇市一般会計補正予算(第 6 号)

令和 5 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 409,298 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 179,077,193 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 既定の地方債の変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		757,193	△1,223	755,970
	2 負担金	757,192	△1,223	755,969
14 使用料及び手数料		3,579,887	△360	3,579,527
	1 使用料	2,871,314	△360	2,870,954



15 国庫支出金		50,111,646	22,499	50,134,145
	1 国庫負担金	40,168,413	3,135	40,171,548
	2 国庫補助金	9,841,459	19,364	9,860,823
16 県支出金		18,565,969	2,186	18,568,155
	1 県負担金	9,471,370	464	9,471,834
	2 県補助金	8,595,609	1,722	8,597,331
17 財産収入		983,588	2,680	986,268
	1 財産運用収入	486,012	2,680	488,692
18 寄附金		530,337	524,400	1,054,737
	1 寄附金	530,337	524,400	1,054,737
20 繰越金		4,393,558	854	4,394,412
	1 繰越金	4,393,558	854	4,394,412
21 諸収入		1,659,154	38,162	1,697,316
	4 受託事業収入	69,112	△5,640	63,472
	5 雑入	1,364,261	43,802	1,408,063
22 市債		17,928,524	△179,900	17,748,624
	1 市債	17,928,524	△179,900	17,748,624
歳 入 合 計		178,667,895	409,298	179,077,193

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		14,225,850	415,733	14,641,583
	1 総務管理費	11,932,433	415,733	12,348,166
	3 戸籍住民基本台帳費	902,854	0	902,854
3 民生費		93,765,326	73,618	93,838,944
	1 社会福祉費	35,223,420	63,158	35,286,578
	2 児童福祉費	32,241,882	7,044	32,248,926
	3 生活保護費	26,300,023	3,416	26,303,439
4 衛生費		19,974,612	4,260	19,978,872
	1 保健衛生費	16,128,425	3,383	16,131,808

	2 清掃費	3,846,187	877	3,847,064
7 商工費		1,486,030	952	1,486,982
	1 商工費	1,486,030	952	1,486,982
8 土木費		13,363,942	△39,954	13,323,988
	2 道路橋りょう費	1,901,274	△47,670	1,853,604
	4 都市計画費	6,019,201	△3,533	6,015,668
	5 住宅費	4,483,427	11,249	4,494,676
9 消防費		3,332,342	△138,349	3,193,993
	1 消防費	3,332,342	△138,349	3,193,993
10 教育費		18,120,440	93,038	18,213,478
	1 教育総務費	2,130,945	91,432	2,222,377
	2 小学校費	6,702,391	14,658	6,717,049
	3 中学校費	2,724,878	1,643	2,726,521
	4 社会教育費	1,743,950	△19,333	1,724,617
	5 保健体育費	4,818,276	4,638	4,822,914
歳 出 合 計		178,667,895	409,298	179,077,193

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			242
	2 児童福祉費		242
		Web口座振替受付サービス事業	242
6 農林水産業費			496,701
	3 水産業費		496,701
		那覇空港南側船揚場整備事業	496,701
8 土木費			302,988
	1 土木管理費		20,988
		新真和志複合施設建設事業	20,988

	2 道路橋りよ う費		282,000
		橋りょう長寿命化修繕事業	20,000
		道路新設改良事業 (社会資本交付金)	194,850
		交通安全施設整備事業 (特交金)	5,000
		通学路交通安全対策事業	62,150
合 計			799,931

第 3 表 債務負担行為補正

## 1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
(仮称) 首里城公園体験学習施設整備事業委託 (文化財課)	令和 6 年度	10,153
医療的ケア児保育支援事業に係る看護師派遣委託料 (こども教育保育課)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	30,435
那覇市道路占用管理システム運用・保守管理業務委託 (道路管理課)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	3,080
道路維持管理業務委託 (道路管理課)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	164,000
道路側溝清掃業務委託 (道路管理課)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	18,414
道路路面清掃業務委託 (道路管理課)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	44,154
街路樹維持管理業務委託 (道路管理課)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	90,000
おもろまち駅交通広場道路情報センター警備業務委託 (道路管理課)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	8,765
おもろまち駅交通広場及び道路情報センター清掃業務委託 (道路管理課)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	12,122
那覇市役所前自動二輪車駐車場管理運営業務委託 (道路管理課)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	1,848
都市公園巡回警備業務委託 (公園管理課)	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	32,978
安謝福祉複合施設PFOS撤去等事業 (市営住宅課)	令和 6 年度	33,264

2 変 更

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
パレット市民劇場等管理運営事業 (文化振興課)	令和 5 年度から 令和 10 年度まで	404, 063	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	96, 269
那覇市消防局寝具類賃貸借契約 (消防局総務課)	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	12, 240	令和 5 年度から 令和 7 年度まで	25, 576

第 4 表 地方債補正

1 変 更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 庁舎整備事業	114, 400	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	112, 400	補正前に同じ		
2 社会福祉施設整備事業	242, 000				242, 700			
7 道路整備事業	138, 100				142, 200			
12 消防施設整備事業	325, 400				166, 700			

2 廃 止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備 考
6 公設市場再整備事業	24, 000	

那覇市告示第 452 号  
令和 6 年 1 月 15 日

令和 5 年(2023 年)11 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 5 年度那覇市一般会計補正予算(第 7 号)

令和 5 年度那覇市の一般会計の補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,549,456 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 183,626,649 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		50,134,145	4,320,482	54,454,627
	2 国庫補助金	9,860,823	4,320,482	14,181,305
20 繰越金		4,394,412	228,974	4,623,386
	1 繰越金	4,394,412	228,974	4,623,386
歳 入 合 計		179,077,193	4,549,456	183,626,649

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		93,838,944	3,749,456	97,588,400
	1 社会福祉費	35,286,578	3,749,456	39,036,034
7 商工費		1,468,982	800,000	2,286,982
	1 商工費	1,468,982	800,000	2,286,982
歳 出 合 計		179,077,193	4,549,456	183,626,649

## 第 2 表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
3 民生費			3,749,456
	1 社会福祉費		3,749,456
		電力・ガス・食料品等価格高騰 低所得世帯支援給付金（追加支援分）	3,749,456
7 商工費			800,000
	1 商 工 費		800,000
		那覇市プレミアム商品券事業	800,000
合 計			4,549,456

## 那覇市告示第 453 号

令和 6 年 1 月 15 日

令和 5 年 (2023 年) 11 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

## 令和 5 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

令和 5 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,405 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31,655,548 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 介護保険料		5,722,164	1,227	5,723,391
	1 介護保険料	5,722,164	1,227	5,723,391
3 国庫支出金		7,195,777	2,054	7,197,831
	2 国庫補助金	2,196,526	2,054	2,198,580
5 県支出金		4,282,326	1,027	4,283,353
	3 県補助金	648,146	1,027	649,173
7 繰入金		5,584,920	26,097	5,611,017
	1 他会計繰入金	5,035,625	26,097	5,061,722

歳入合計	31,625,143	30,405	31,655,548
------	------------	--------	------------

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		1,439,526	25,070	1,464,596
	1 総務管理費	1,105,757	11,946	1,117,703
	3 介護認定審査会費	290,159	13,124	303,283
5 地域支援事業費		2,054,226	5,335	2,059,561
	3 包括的支援事業・任意事業	868,834	5,335	874,169
歳出合計		31,625,143	30,405	31,655,548



## 那覇市告示第 454 号

令和 6 年 1 月 15 日

令和 5 年 (2023 年) 11 月那覇市議会定例会で議決された令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

## 令和 5 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

令和 5 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

## (歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,683 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,050,358 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## (債務負担行為の補正)

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円 5,362,907	千円 △1,856	千円 5,361,051
	1 国民健康保険税	5,362,907	△1,856	5,361,051
3 国庫支出金		3	1,736	1,739
	1 国庫補助金	3	1,736	1,739
6 繰入金		5,511,235	2,887	5,514,122
	1 他会計繰入金	5,511,234	2,887	5,514,121

8 諸収入		2,009,951	△1,084	2,008,867
	3 雑入	1,984,510	△1,084	1,983,426
歳 入 合 計		41,048,675	1,683	41,050,358

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 714,424	千円 557	千円 714,981
	1 総務管理費	534,654	557	535,211
2 保険給付費		27,192,512	1,031	27,193,543
	1 療養諸費	22,789,837	1,031	22,790,868
3 国民健康保険 事業費納付金		12,192,229	0	12,192,229
	1 医療給付費分	8,932,216	0	8,932,216
	2 後期高齢者支援 金等分	2,395,057	0	2,395,057
	3 介護納付金分	864,956	0	864,956
9 諸支出金		61,147	95	61,242
	2 償還金及び還付 加算金	60,908	95	61,003
歳 出 合 計		41,048,675	1,683	41,050,358

## 第 2 表 債務負担行為補正

## 追 加

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
柔道整復師にかかる療養費支給申請書の 審査委託事業（国民健康保険課）	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	5,285

那覇市告示第 423 号  
令和 5 年 12 月 27 日  
掲 示 済

那覇市大名児童館の指定管理者の指定について

那覇市大名児童館の管理を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき令和 5 年 11 月定例議会において議決されましたので、那覇市児童館及び児童遊園条例(平成 17 年 9 月 30 日条例第 40 号)第 15 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

- 1 指定管理を行わせる公の施設  
名 称 那覇市大名児童館  
所在地 那覇市首里大名町 2 丁目 75 番地
- 2 指定管理者となる団体  
名 称 社会福祉法人 若杉福社会  
所在地 那覇市首里大名町 1 丁目 64 番地 5  
代表者 理事長 屋宜 勝子
- 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日

## 那覇市告示第 420 号

令和 5 年 12 月 26 日

掲 示 済

## 那覇市新都心公園等指定管理者の指定について

那覇市新都心公園等の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月那覇市議会定例会において同意が得られましたので、那覇市新都心公園等の管理に関する条例第 11 条 4 項の規定に基づき次のとおり告示します。

那覇市長 知念 覚

## 1 指定管理を行わせる公の施設

NO	公園種別	公園名称	位置
①	総合公園	新都心公園	おもろまち三丁目 2 番 1
②	近隣公園	天久ちゅらまち公園	天久二丁目 32 番 1
③	近隣公園	黄金森公園	おもろまち二丁目 7 番 1
④	街区公園	安謝東公園	安謝一丁目 22 番地
⑤	街区公園	安謝東原公園	安謝一丁目 16 番地 1
⑥	街区公園	天久プリン山公園	天久一丁目 24 番地
⑦	街区公園	天久緑風公園	天久二丁目 24 番地
⑧	街区公園	上之屋フレンドパーク	上之屋一丁目 14 番地 1
⑨	街区公園	黄金森小公園	上之屋 190 番 18
⑩	街区公園	タカマサイ公園	上之屋一丁目 6 番地
⑪	街区公園	銘苺かりゆし公園	銘苺一丁目 5 番地
⑫	街区公園	銘苺てんとうむし公園	銘苺三丁目 3 番地
⑬	街区公園	安岡ガジュマル公園	銘苺三丁目 5 番地
⑭	都市緑地	安里緑地	おもろまち一丁目 6 番

## 2 指定管理者となる団体

名 称：沖縄文化スポーツイノベーション株式会社

所在地：那覇市泉崎 1-12-15-4 F

代表者：代表取締役 宮里好一

## 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**公 告**

那 霸 市 公 告 第 618 号  
令 和 5 年 12 月 22 日  
掲 示 済

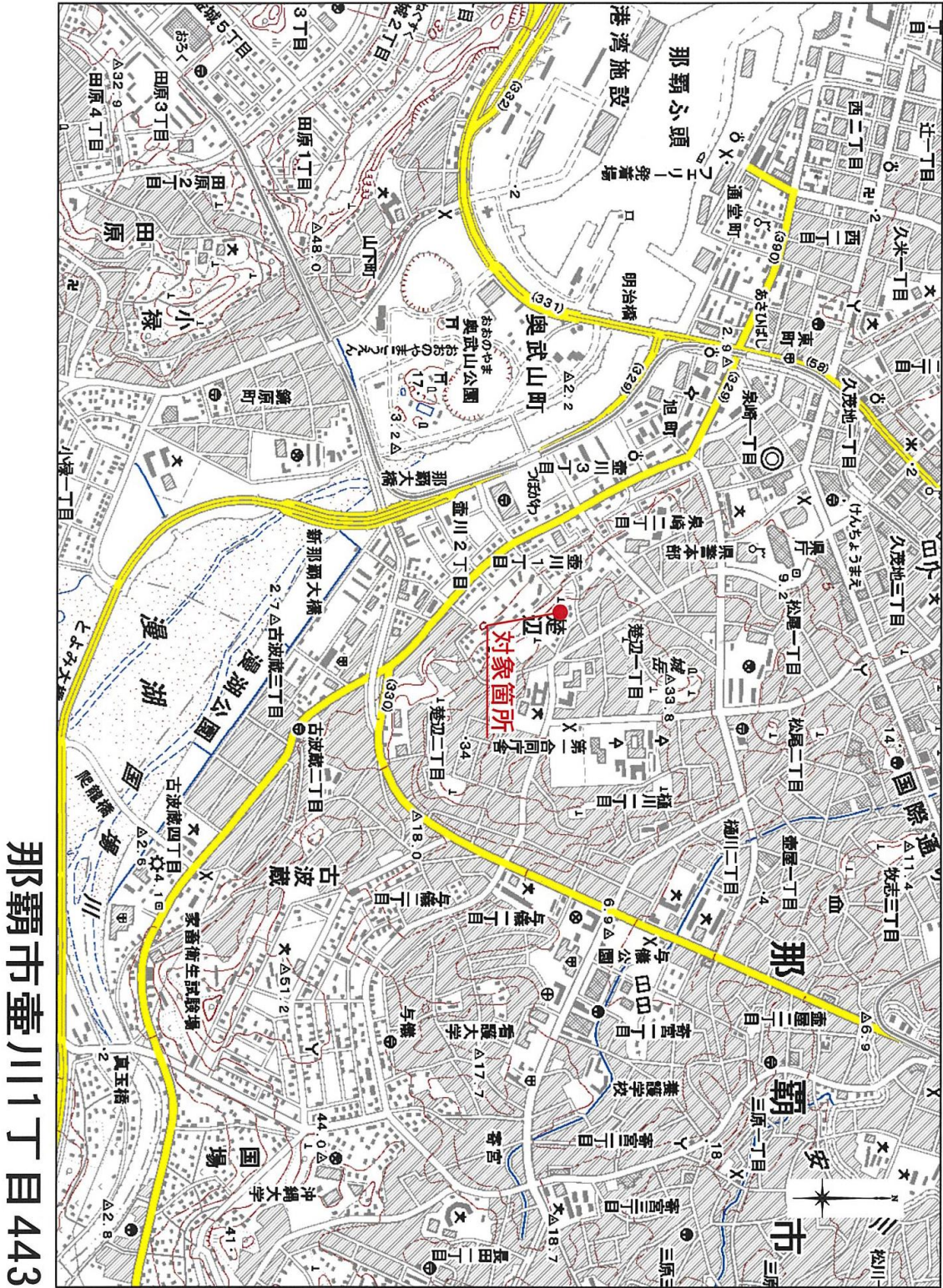
所有者不明土地（墓地）の所有権申請について

那 霸 市 が 管 理 し て い る 下 記 の 所 有 者 不 明 土 地 （ 墓 地 ） に つ い て 、 所 有 権 を 申 し 立 て る 者 が い る た め 、 公 告 す る 。 申 立 人 以 外 に 所 有 権 を 主 張 す る も の が あ れ ば 、 期 日 ま で に 届 け 出 ら れ た い 。

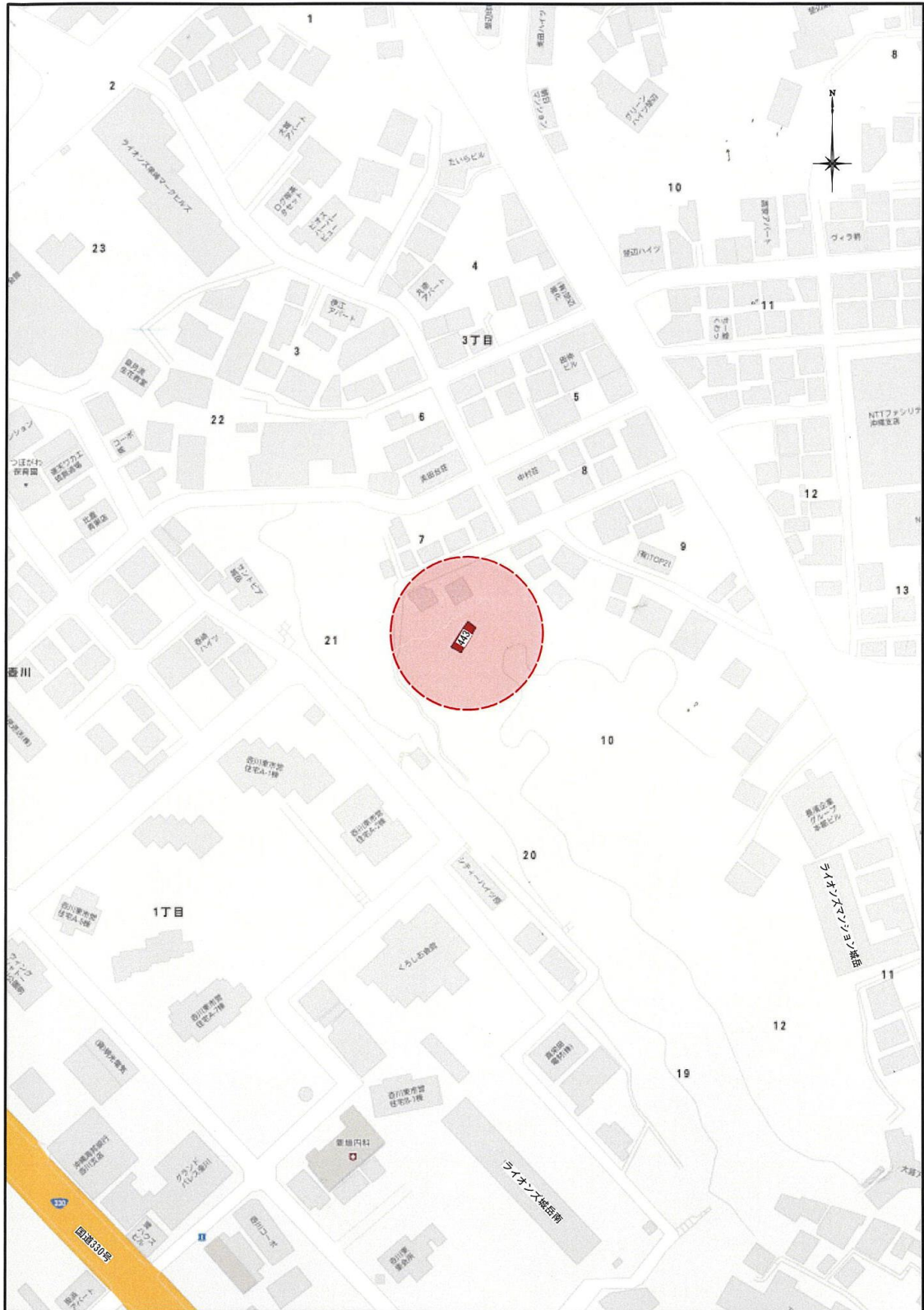
所有者不明土地（墓地）管理者  
那 霸 市 長 知 念 覚

記

- 1 所 在 地 那 霸 市 壺 川 1 丁 目 443 番 地
- 2 届 出 の 期 日 令 和 6 年 6 月 21 日
- 3 届 出 先 那 霸 市 総 務 部 管 財 課



### 那 覇 市 壺 川 1 丁 目 443



**上下水道局告示**

那覇市上下水道局告示第 36 号  
令和 5 年 12 月 5 日  
掲 示 済

## 那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

指定(登録)番号	第 305 号
指定工事店名	株式会社丸和産業
営業所所在地	国頭村今帰仁村字玉城 623 番地
代表者氏名	當間 健太
有効期間	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 5 年 12 月 1 日
異動事由	代表者変更



那覇市上下水道局告示第 37 号  
令 和 5 年 1 2 月 5 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

指定(登録)番号	第 561 号
指定工事店名	華設備
営業所所在地	糸満市字喜屋武 418-5
代表者氏名	座安 悠紀
有効期間	自 令和 5 年 11 月 21 日 至 令和 10 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 38 号  
令 和 5 年 1 2 月 7 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

指定(登録)番号	第 562 号
指定工事店名	合同会社スタイルハウス
営業所所在地	那覇市上間一丁目 34 番 7 号 アップヒルズ 202
代表者氏名	又吉 祐光
有効期間	自 令和 5 年 12 月 6 日 至 令和 10 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 39 号  
令 和 5 年 1 2 月 1 3 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

指定 (登録) 番号	第 259 号
指定工事店名	株式会社アサヒプラント
営業所所在地	那覇市田原四丁目 8 番地 2
代表者氏名	中本 宏
有効期間	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 5 年 12 月 4 日
異動事由	営業所所在地変更

那覇市上下水道局告示第 40 号  
令 和 5 年 1 2 月 2 0 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

指定(登録)番号	第 485 号
指定工事店名	株式会社パイプマン
営業所所在地	豊見城市字与根 212 番地 17
代表者氏名	伊藤 啓太
有効期間	自 令和 3 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 5 年 12 月 13 日
異動事由	代表者変更

那覇市上下水道局告示第 41 号  
令和 5 年 12 月 22 日  
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

指定(登録)番号	第 202 号
指定工事店名	株式会社石川電設
営業所所在地	那覇市首里山川町二丁目 61 番地の 33
代表者氏名	長嶺 恭子
有効期間	自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 5 年 12 月 14 日
異動事由	代表者変更

**教育委員会告示**

那覇市教育委員会告示第 1 号  
令和 5 年 12 月 25 日  
掲 示 済

## 那覇市立森の家みんな指定管理者の指定について

那覇市立森の家みんなの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき令和 5 年 11 月定例議会において承認されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣

- 1 管理を行わせる公の施設  
名 称 那覇市立森の家みんな  
所在地 那覇市首里儀保町 4 丁目 79 番地 8
- 2 指定管理者となる団体  
名 称 沖縄自然環境ファンクラブ  
所在地 那覇市首里儀保町 4 丁目 79-33 奥井アパート 101  
代表者 藤井 晴彦
- 3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

那覇市教育委員会告示第 2 号  
令和 5 年 12 月 27 日  
掲 示 済

那覇市営奥武山体育施設の指定管理者の指定について

那覇市営奥武山体育施設の管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき令和5年11月定例議会において承認されましたので、那覇市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第7条第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

那覇市教育委員会  
教育長 山城 良嗣

1 管理を行わせる公の施設

名称	所在地
(1) 那覇市営奥武山野球場	那覇市奥武山町 42 番地の 1
(2) 那覇市営奥武山屋内運動場	那覇市奥武山町50番地の 1 地先
(3) 那覇市営奥武山トレーニング室	那覇市奥武山町42番地の 1 地先

2 指定管理者となる団体

団体名：特定非営利活動法人 那覇市体育協会  
所在地：那覇市字識名1227番地  
代表者：会長 平良 悟

3 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

